

新型コロナウイルス感染症患者等受入れ医療機関の施設整備に関する補助金 Q & A

1 制度に関すること

Q.	補助対象となる工事の条件は何か。
A.	具体的には、①神奈川モデル認定区分に基づく新型コロナウイルス感染症患者等の専用病床の確保に不可欠な施設整備であること、②施設整備工事（建物増改築工事、付帯設備の設置・改修工事）の経費であること、③緊急包括支援補助金等の他の補助事業と対象経費が重複していないこと、の3点がポイントとなります。
Q.	申請できる医療機関はどこか。
A.	神奈川モデル医療機関（精神・周産期・小児・透析を含む）が対象となります。
Q.	神奈川モデル医療機関でないと、補助を受けられないのか。
A.	県の依頼に基づき新型コロナ患者等の専用病床を確保している医療機関を補助することが目的のため、神奈川モデル医療機関以外は補助の対象外としています。
Q.	補助の対象期間はいつか。既に完了した工事についても申請することはできるか。
A.	令和2年4月1日以降に契約し、かつ令和3年3月31日までに完了した工事に係る経費が補助対象となります。また、当該期間内に発生した経費であれば、既に終了した工事についても申請することができます。
Q.	現在、神奈川モデル医療機関ではないが、認定されれば、過去に実施した工事の補助は受けられるのか。
A.	神奈川モデル医療機関として認定を受けた場合、過去に実施した工事も補助対象となります。ただし、契約日が令和2年4月1日以降のものに限ります。
Q.	緊急包括支援補助金の対象となっている経費をこちらの補助金の対象経費に申請してもよいか。
A.	緊急包括支援補助金など他の補助事業と重複する経費を、本事業の補助対象として計上することはできません。
Q.	補助金額に上限はあるか。
A.	一病院当たりの補助上限額は設定していませんが、各医療機関からの申請状況を踏まえ、事業予算の範囲内で補助を実施することとなります。
Q.	申請したが、実際には支出しなかった経費がある場合の扱いはどうなるか。
A.	事業実績報告書に当該経費の支出がなかったことが明確に分かるよう記載していただき、補助金の額を確定する際（要綱第12条）に減額修正を行います。 また、概算払で先に支払っている場合は、返還していただくこととなります（要綱第14条）。

2 手続きに関すること

Q.	申請の提出期日はいつか。
A.	提出期限は令和2年11月30日（月曜日・消印有効）です。
Q.	「内容や数値の根拠が確認できる資料」がないと補助は受けられないのか。
A.	要した経費の実費相当額が補助対象となるため、原則、確認できる資料のない経費の補助は困難となります。どうしても資料がない場合は、個別調整の上で判断いたします。
Q.	対象経費に含まれる案件が多く、様式への記載に手間がかかる。どうすればよいか。
A.	別紙1「事業の内容」や別紙3「算出内訳」等、各項目の内容を別紙（一覧表等）で提出する形でも申請可能です。（その場合、様式には「別紙●●のとおり」等と記入していただく等、書類間の記載内容の繋がりが分かるよう工夫してください。）

Q.	現時点で工事未着手の場合、申請できないのか。
A.	<p>工事内容、工事完成時期、申請予定金額の概算が分かる資料など（工事見積書、内訳書など）を事前に提供してください。本事業については、既の実施した工事を対象に予算を確保したものです。補助金の申請状況によっては、補助できない可能性がありますので、その際は県からご連絡いたします。</p> <p>なお、本事業の補助を受ける工事は、令和3年3月31日までに工事が完了する必要がありますので、実施スケジュールについてはご注意ください。</p>

3 対象経費に関すること

Q.	県の依頼に基づきコロナ専用病床を整備する際に不可欠な施設整備とは、どのような工事が想定されるのか。
A.	新型コロナウイルス感染症患者等の専用病床を確保するためのゾーニング工事や、当該患者等の使用が想定されるエリアの陰圧化に係る空調工事など、院内感染防止対策に係る工事等が想定されます。
Q.	工事契約の範囲が、コロナ専用病床部分と一般病床部分にまたがる形となっている場合、その経費は補助対象とできるか。
A.	工事に係る全面積とコロナ専用病床の面積を按分するなどして、適切な補助対象経費額を算出のうえ申請していただきたい。
Q.	整備した施設の点検等の作業に係る費用は、補助の対象となるのか。
A.	メンテナンス費用等のランニングコストは、本事業の補助対象となりません。
Q.	物品購入にあたり、設置作業を専門業者に依頼すれば、物品購入費も含めて補助対象となるのか。
A.	<p>原則として、医療機器等の物品購入費は本事業の補助対象外です。</p> <p>一方で、建物に附属し、建物本体と一体として機能する一部設備については、建物本体と設備を不可分なものとして補助対象となる可能性があります。</p> <p>具体的には、電気・配線設備、空調設備、衛生設備、消防設備、ゾーニング等に用いる間仕切り等の設備の一部が想定されます。</p>